

7 日 獣 発 第 214 号
令和 7 年 10 月 3 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

特定家畜伝染病防疫指針の一部変更及び特定家畜伝染病防疫指針に基づき発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項の改正について（高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ）

このことについて、令和 7 年 10 月 1 日付け 7 消安第 3954 号をもって農林水産省消費・安全局長から、別添のとおり通知がありました。

本通知は、各都道府県に対し、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針が一部変更されたことに伴い、同疾病に係る留意事項を改正（対象とする家きんにエミューの追加、疑似患畜の除外規定の追加、防疫措置時の病原体拡散防止措置の追加等）したことをお知らせし、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置の徹底について要請したものです。

つきましては、このことを関係者に周知の上、引き続き、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置の徹底に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先 公益社団法人 日本獣医師会事務局（吉田） TEL:03-3475-1601 Email:yoshida@nichiju.or.jp
--